

武田 直大

高等司法研究科・教授

【研究】

まず、過去3年間取り組んできた研究をもとに、「近年のドイツにおける事業者間契約についての約款規制緩和論(1)」阪大法学 73巻6号1-42頁を公表した。今年度引き続き、同(2)・(3・完)を公表する予定である。また、潮見佳男先生追悼論文集への寄稿として、「定型約款と錯誤」を脱稿した。定型約款と錯誤取消しという2017年債権法改正の主要テーマ同士の関係を論じたものである。こちらは、今年夏に刊行の予定である。

その他の主要な研究活動としては、Schwenzer/Schroeterのウィーン売買条約コンメンタールの翻訳プロジェクトに参加したことが挙げられる。自ら約150頁の英文翻訳に当たったほか、共同研究者の翻訳チェックを行った。成果物については、今後出版される予定である。

その他、2023年4月には、消費者契約法上の不当条項差止請求制度に関する立法論を論じた「不当条項差止請求制度の拡張可能性」消費者法ニュース135号128-130頁が出た。また、2024年3月には、令和5年度適格消費者団体連絡協議会において、基調講演「差止訴訟における条項解釈と消費者契約法10条——最判令和4・12・12民集75-7-1696を題材として」を行った。同基調講演の内容については、今後原稿化して公表する予定である。

【教育】

法科大学院では、民法応用1および消費者法の授業を担当し、民法および消費者法に対する学生の習熟度の向上に努めた。

学部においては、民法1および演習・法政基礎演習を担当した。2年生の参加が多かった演習では、市販の演習本を用いた問題演習を中心とし、少人数を生かしてじっくりとした質疑応答を行うことができた。演習受講者の多くが、民法2・3といった2年次配当の民法科目において好成績を上げており、一定の成果があったものと思われる。

【管理運営】

部局内では、安全衛生管理室長、情報マネジメント室員のほか、FD・教育企画委員会委員を務めた。

全学委員会としては、総合図書館運営委員会に参加した。

【社会貢献】

前年度に引き続き、豊中市消費生活審議会の副会長を務め、年2回の審議会に出席した。

また、前述のとおり、2024年3月には令和5年度適格消費者団体連絡協議会において、全国の適格消費者団体関係者(主として弁護士)を対象に基調講演を行った。